

令和 6 年 9 月 18 日

各団体の長 殿

愛媛労働局長

社会情勢に対応した助成金の活用促進について

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本の少子化・人口減少に対応するため、政府は令和 5 年 12 月 22 日に「こども未来戦略」を閣議決定し、本年度から集中的に少子化対策に取り組んでいるところです。ライフステージ全体を俯瞰した、切れ目ない子育て支援の総合的な対策を推進していくこととしており、子育て世帯等の所得向上策については、「年収の壁（106 万円・130 万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用拡大、最低賃金の引き上げが進められています。また、育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため育児・介護休業法が改正されています。

つきましては、以下のとおり、それぞれの制度改正に対応した助成金を活用することができますので、貴団体におかれましては、各助成金のリーフレットを広報誌やホームページへ掲載していただくなど、傘下企業への周知につきまして御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 社会保険の適用拡大

本年 10 月 1 日から、社会保険に加入しなければならない短時間労働者の適用範囲が、従業員数 51 人以上の事業場に拡大されます。（従来は 101 人以上の事業場が対象）

「年収の壁・支援強化パッケージ」として、**キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」**をご活用ください。労働者 1 人当たり最大 50 万円が助成されます。

2 最低賃金の引上げ

愛媛地方最低賃金審議会は令和 6 年 8 月 19 日、愛媛県内の最低賃金を現行（1 時間あたり 897 円）から 59 円（6.58%）引き上げるよう答申し、本年 10 月 13 日から愛媛県の最低賃金は 956 円に改正される予定です。

賃金引き上げ支援策である「**業務改善助成金**」や**キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」**をご活用ください。

3 育児・介護休業法の改正

本年5月に育児・介護休業法が改正され令和7年4月から順次施行されます。(事業者の義務として、3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対して柔軟な働き方を実現するための措置(始業時刻の変更等)、子の看護休暇が小学校3年生修了までに延長など。)

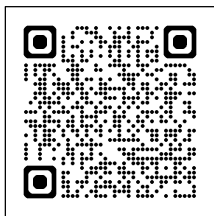
労働者が職場に気兼ねなく育児休業制度等が取得できるよう、制度利用者の業務代替者を確保するなど、職場体制の整備に努める事業主に対する支援措置として、**両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」**をご活用ください。

なお、添付のキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース・賃金規定等改定コース)、業務改善助成金、両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)のリーフレット等周知資料につきましては、愛媛労働局ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/newpage_00833.html)

【助成金一覧】

- 1 キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)
 - ・労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を実施
- 2 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)
 - ・有期雇用労働者等の賃金規定等を3%以上増額改定
- 3 業務改善助成金
 - ・事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を実施
- 4 両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)
 - ・業務を代替する周囲の労働者への手当支給の取組、代替要員の新規雇用



上記アドレスの
QRコードです。

(問い合わせ先・相談窓口)

愛媛労働局
【両立支援等助成金・業務改善助成金】
雇用環境・均等室 電話 089-935-5222

【キャリアアップ助成金】
助成金センター 電話 089-987-6370

愛媛働き方改革推進支援センター
〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7
電話 0120-005-262